

## 改題補訂版はしがき

本書は、松岡博『現代国際私法講義』（2008年）の補訂を行うとともに、国際取引法の部分を追加したものである。

松岡博先生は、2013年7月25日、天に召された。同書の刊行後、財産関係事件の国際裁判管轄に関する立法があったため、松岡先生から改訂についてお手伝いをするよう依頼されていた。それにお応えすることができなかったことは、私にとって悔いの残るものであったが、このたび、ご遺族のお許しを得て、遅ればせながら補訂することができた。

また、国際取引法の部分は、松岡先生ご自身も同書の企画当初から執筆を考えられていたところであり、先生のご遺志に従い、この機会に追加することにした。

補訂部分および追加部分については、心の中で松岡先生に質問しながら執筆を進めたものであるが、誤り等の責任はすべて私にある。松岡先生からの直接のお導きを賜ることができないことが、残念でならない。

ご遺族の松岡直之様には、松岡先生の自筆による修正部分等を拝見する機会をいただくとともに、松岡先生のお考えについて多数の貴重なご意見を賜りました。心より厚く御礼申し上げます。

また、本書の校正に関して、同志社大学法学研究科博士後期課程の西岡和晃君と小池未来さんにお世話になりました。記して謝意を表します。

松岡博先生のご冥福を心よりお祈りいたします。

2015年3月

京都・今出川の研究室にて

高 杉 直

## はしがき

グローバル化時代を迎えて、国際関係私法の基本法としてその中核的役割を担う国際私法の重要性は益々高まりつつある。

本書は、このような時代における国際私法のわかりやすく、利用しやすい標準的教科書を目指した。

全体を4編に分け、最近その重要性が増している国際民事手続法に1編を割り当てた。また重要と考えた論点をバランスよく説明することに努めた。そのため紙面が限られていることもあって包括的であることはある程度犠牲にした。

国際私法の理論的な側面だけでなく、その実際的な側面をも重視しようとした。【設例】を用いて、具体的に説明しようとしたのもそのためである。とくに法選択問題の設例については、関連する国の法の具体的な適用の結果が異なる【設例】とするように心がけた。法選択理論は、まさしくそのような場面においてその真の価値を発揮すると考えたからである。

また国際私法は、かつて畳の上の水泳訓練と評されたこともあったが、近時は重要な裁判例も随分と増えた。もはや判例を無視して日本の国際私法を論じることができないであろう。そこで判例もできる限り多く取り入れた。つまり、【設例】と判例をできる限り利用して、国際私法を具体的に説明しようとした点に特色がある。

国際私法の基礎にある政策考慮はなにかという政策考慮論と、国際私法規則の構造はいかにあるべきかという構造論を重視したのも本書の特色である。この点は、国際裁判管轄と外国判決の承認執行の問題を取り上げる場合にも貫いたつもりであり、著者の国際私法方法論の一端を示した。

国際私法においても、立法論の重要性はいうまでもないが、本書では国際私法の立法論は、必ずしも十分には展開されていない。国際裁判管轄の立法化についても、現段階では別の機会に譲らざるを得なかった。

教科書としての性格上、文献の引用は省略した。ご教示を得ながら、その出所を明示しなかった点については、なにとぞご海容をお願いしたい。

本書は、法律文化社のNJ叢書『現代国際取引法講義』（松岡博編著）の姉妹版である。10年ほど前に、本書の執筆を約束しながら、いろいろの事情から随分と遅れてしまった。この間、辛抱強く待って、激励いただいた秋山泰社長に心から感謝したい。

本書をなんとか刊行することができたのは、大阪大学、帝塚山大学等において40年近くにわたって、拙い講義を聴いてくれた学生諸君のお陰である。また大阪大学・帝塚山大学の当時の大学院生であった神川朋子、田中美穂、大崎理恵、松永詩乃美ほかの皆さんには講義の内容を原稿にすることやその整理に本当にお世話になった。さらに本書の初稿のゲラを読んで、貴重なコメントをくださった高杉直同志社大学教授、多田望熊本大学教授、吉川英一郎大阪学院大学准教授、北坂尚洋福岡大学准教授、黄軻霆帝塚山大学准教授の各氏にも厚く御礼を申し上げたい。校正は帝塚山大学大学院学生前田実紀さんに献身的なご協力を頂いた。もとより内容上の誤りや誤植の責任は著者にあることはいうまでもない。

最後に法律文化社の秋山泰社長には、本書の企画の段階から完成に至るまで、万端にわたってお世話になった。心から感謝の意を表したい。

2008年8月

奈良の帝塚山大学研究室にて

松 岡 博